

建具製造業における死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物(小)	事故の型	労働者規模
2017	1	16~17	昇降盤を使用し、建具材を加工している時に、左手の指2本を切った。	56	131	8	1~9
2017	2	16~17	当社工場内に於いて、昇降版機械を使用して、木製建具加工作業中、木材（40cm×3.3cm×3.0cm）に溝突き加工の試作中に手を滑らせて機械の刃に右手が触れてしまい、負傷した。	36	131	8	1~9
2017	2	14~15	本社建具工場一階作業場で手押し盤の刃物を取り替える時、誤って作動スイッチを押してしまい、刃物が指に接触し負傷した。	60	169	8	1~9
2017	2	7~8	敷地の駐車場より作業所に向かい歩いていたところ敷地内の踏み石で足を捻った。大したことはないと思い仕事についたが痛みがひどくなり当日早退して病院へ行き骨折と判明した。	67	417	19	1~9
2017	3	10~11	工場内に於いて、フラッシュドアの溝付作業中、縦2.9cm×横2.9cm×長さ60cmの木材を右手で押しながら、左手は木材の横に添えて作業を行っていたところ、押さえていた木材が、丸のこの回転に跳ね返された為、左手拇指と示指が丸のこの刃に接触し負傷した。溝付け作業の場合、安全カバーを付けると作業が出来ない為、カバーは取り外していた。	58	131	8	10~29
2017	3	13~14	工場、木製下駄箱部材（長さ100cm、巾33cm、厚さ1.8cm、桧材）を手押しカンナで加工中、材料が薄いため指が滑り、親指が刃に当たり負傷した。	69	133	8	1~9

2017	3	18~19	工場内で留加工する際、短い木片の加工のため、右手で木片端をしっかりと固定し、慎重に作業する必要があった。加工用丸鋸には、破材飛散防止用防具が付いているが、この作業では木片がとても短い為、鋸歯ギリギリまで手を押してやるには、防具があると手元が見えにくく、防具を外して作業を行った。12本の加工中、最後の1本を加工中に誤って丸鋸と木片を持つ右手中指関節部とが接触し、負傷してしまった。	35	131	8	1~ 9
2017	4	11~ 12	工場内の持場作業所で木工の機械可動中、ノコギリ刃に触れて左手小指と人差し指を負傷した。	67	131	8	1~ 9
2017	4	15~ 16	油圧式穴掘り機（木工用ボール盤）を使用中、材料と油圧おさえ板の間に右手親指の先（素手）をはさみ負傷した。	39	134	8	10 ~ 29
2017	4	11~ 12	建具の材料をNC角のみ機で加工中に誤って指を挟んでしまった。	59	134	7	1~ 9
2017	4	14~ 15	匠工房にて、工房内の片付け作業を行っていた。片づけながら工房内を移動していた際、作業台（H800mm）に置いていた製作物に腰をぶつけてバランスを崩し、左に転倒して腰を打ち骨折した。	73	522	2	1~ 9
2017	5	15~ 16	弊社工場2階の作業場にて、一人で襖木枠のフレーム加工機で作業中に、カットした木屑を集塵する袋のテープが剥がれているのを直そうとした際に、安全カバー装備の回転している鋸刃に、誤って触れてしまい負傷した。	50	131	8	30 ~ 49
2017	6	9~ 10	当社工場内にて、自動カンナで木を削る作業中、削っていた木がズレて動き、その際に左手人差し指がカンナの刃に当たり切傷した。	35	133	8	1~ 9
2017	7	11~12	工場内で、木材を機械で溝突きしている時に、刃の回転で引き戻され、機械の刃で左手薬指と人差し指を負傷してしまった。	41	131	8	1~ 9
2017	7	9~10	事業所内作業場において、木材の片づけ作業をしていたところ、足元の木材に躓いてしまい、その際右ひじから転倒し右肩部と肋骨付	78	522	2	1~ 9

			近を負傷したもの。				
2017	7	11～ 12	当社工場内において、木材（2cm×7cm×120cm）を丸のこ盤で加工作業中、木材がずれて回転刃に右手小指が当たり負傷する。	66	131	8	1～ 9
2017	7	11～ 12	客宅にて、2階から修繕する網戸を持って階段で下っている際、誤って階段を一段踏み外し、その拍子に右足に激痛がはしり、痛めた。	46	418	1	1～ 9
2017	7	8～9	自社敷地内において、トラックの荷台の中で、商品の積み込み作業中、什器（2m80cm×1m80cm×1m）を降ろそうと、しゃがんで立ちあがる際に、腰に負担がかかり圧迫されて骨折した。	55	921	19	1～ 9
2017	7	11～ 12	被災者は、木工場の製造現場で梱包場所に保管している材料（4.2m×0.5m×3cmの木材）を引っ張り出していたが、長いので途中で持ち手を変えたときに、材料が引っ掛かり、手を滑らせ落としそうになったので、足を避けたつもりが避けた方向に材料の鋭角部分が落下して、右足を強打し負傷した。	31	522	4	1～ 9
2017	7	15～ 16	自社工場において、木材を加工する作業中に、機械のゴムローラーと木材の間に右手中指が挟まれて負傷した。	39	139	7	1～ 9
2017	7	8～9	産廃コンテナに木製の箱台車をフォークリフトにて投入し、ゴミを出し、台車を回収するためにフォークリフトの爪上に台車を持ち上げて降ろすとき、リフトの爪と台車の底面の間に手を挟んだ。	41	379	7	30 ～ 49
2017	9	10～ 11	クロゼット2号ラッピング機のシート投入場所で、ラッピングシートの交換作業時に、シートを引っ掛ける可動バーがまっすぐに動かなかったために、本来、可動バーを手動で動かす時はスイッチを切らなければならないのに、この日はスイッチを切らずに可動バーを動かすワイヤーを引っぱったために、可動バーがまっすぐになった瞬間、ワイヤーが勢いよく動き受傷した。	20	169	7	—
2017	10	10～ 11	丸のこ機械を使用し、長さ60cmの木材に切り込み加工をしている時、あやまって左手親指、人さし指、中指が機械に巻き込まれて、怪我をした。	41	131	8	1～ 9

2017	10	9~ 10	会社作業場内の木材加工機械の手押しカンナ盤で木材 22×55×2000mmを手で押し削っていた時、木材を移動させようと 左手を前に出した時、左手が木材から滑り左手中指の先がカンナ盤 の刃に触れ、左手中指の先を負傷した。	43	133	8	1~ 9
2017	11	15~ 16	本社工場2階にあるケイシャ板（丸鋸刃の付いた加工機）で、長さ 850mm程の角材を加工していた際に鋸刃の回転に材料が持って行かれ 材料がはねた。材料が急にはねてしまい添えていた左手が鋸刃に触 れて、左手の手の平側の指5本を負傷した。	46	131	8	1~ 9
2017	11	19~ 20	建具を正寸カットするためのテノナーにおいて、作業中のカット 屑がホースに吸い込まれていく箇所の途中でカット屑が機械内部で 詰まってしまい、カット屑を取り除く為に右手で取り除こうとした が、詰まっているカット屑の横で回転中の刃物が停止しているのを 確認せずに手を入れた為、右手親指付け根から手首手前まで裂傷を 負った。	27	131	8	100 ~ 299
2017	11	19~ 20	事業所作業場内において建具製作の為、三角形の市松貼りの作業を 行っている際、切削機を押さえる為の角材が転び、右人差し指及び 右親指が切削機に接触し裂傷する。すぐに病院に運ばれ治療を開始 する。	69	134	8	1~ 9
2017	12	16~17	倉庫内で、材木（長さ3600mm、幅150mm）を定位置に保管するた め、立てかけていたところ、振り向きざまに1枚（約7~8kg）の材木 が倒れてきて、背中から頭部を直撃し、その勢いで体が前のめりに なり、顔面を地面（コンクリート）に強打した。	68	522	2	10 ~ 29
2017	12	9~10	工場内にて、加工材料に溝加工を施す作業中、据え置き型の卓上切 断機を使用する際に、機械周りの前後左右の作業範囲、および加工 材料の進行方向の障害物の有無の確認をしたうえで、加工材料を両 手に持って作業台にセットしたが、加工位置に不安を覚えたため、 加工位置に間違いがないか再確認をしようとしたところ、加工材料 が回転する刃に接触し、指を裂傷した。	40	131	8	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html